

第1回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

- 1 日時 平成28年12月19日(月) 19時00分～20時15分
- 2 場所 都庁第二本庁舎 南側 31階 特別会議室27
- 3 次第
(開会)

- 1 委員紹介

- 2 少子社会対策部長挨拶

- 3 議 事

- (1) 委員長及び副委員長の選任

- (2) 里親認定部会、子供権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会
及び保育部会の設置について

- 4 報告

- 審議会の活動状況、東京都の施策の動向について

- 5 その他

- 委員意見交換

(閉会)

- 4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、石田委員、磯谷委員、上村委員、大木委員、
大竹委員、久保委員、小林委員、駒村委員、酒寄委員、市東委員、杉野委員、
都留委員、野田委員、宮田委員、村井委員、山下委員、山本真実委員、渡邊委員

- 5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

- 資料 3 東京都児童福祉審議会条例及び同条例施行規則
- 資料 4 里親認定部会について
- 資料 5 子供権利擁護部会について
- 資料 6 児童虐待死亡事例等検証部会について
- 資料 7 保育部会について
- 資料 8 東京都児童福祉審議会 提言一覧
- 資料 9 平成 28 年 11 月東京都児童福祉審議会提言「家庭的養護の推進について-家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて-」（概要）
- 資料 10 東京都子供・子育て支援総合計画について
- 資料 11-1 待機児童解消に向けた取組
- 資料 11-2 待機児童解消に向けた緊急対策について【概要】
- 資料 12 みんなの力で防ごう児童虐待
- 資料 13-1 東京都における母子保健事業の実施体制等
- 資料 13-2 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）
- 資料 14 東京都の社会的養護の現状と取組
- 参考資料
- ・東京の福祉保健
 - ・児童相談所のしおり
 - ・東京都の養育家庭（ほっとファミリー）とは
 - ・ひとりだけど、ひとりじゃないーはあとー
 - ・ひとりで悩んでいませんか？

開 会

午後 7 時 0 0 分開会

○西尾 少子社会対策部計画課長 それでは、お待たせをいたしました。本日はお忙しい中、「東京都児童福祉審議会」に御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております福祉保健局少子社会対策部計画課長の西尾と申します。よろしく願いをいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。

本審議会の委員数は、今期は 34 名でございます。

本日、御出席とお返事をいただいている委員は 21 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は 13 名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。また、少々遅れていらっしゃる委員の方もおられますが、始めたいと思います。

次に、お手元の会議資料の配付でございますけれども御確認をお願いいたします。

資料 1 「東京都児童福祉審議会委員名簿」でございます。

資料 2 「東京都児童福祉審議会行政側名簿」でございます。

資料 3 「東京都児童福祉審議会条例及び同条例施行規則」でございます。

資料 4 「里親認定部会について」。

資料 5 「子供権利擁護部会について」。

資料 6 「児童虐待死亡事例等検証部会について」。

資料 7 「保育部会について」。

資料 8 「東京都児童福祉審議会 提言一覧」でございます。

資料 9 は、先日御提言いただきました「家庭的養護の推進について」（概要）でございます。

資料 10 「東京都子供・子育て支援総合計画について」でございます。

資料 11-1 「待機児童解消に向けた取組」でございます。

資料 11-2 「待機児童解消に向けた緊急対策について【概要】」でございます。

資料 12 「みんなの力で防ごう児童虐待」でございます。

資料 13-1 「東京都における母子保健事業の実施体制等」でございます。

資料 13-2 は「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」についてでございます。

資料 14 「東京都の社会的養護の現状と取組」についてでございます。

たくさんございますけれども、過不足等はございませんでしょうか。

また、参考資料といたしまして「東京の福祉保健」等 5 点をつけてございます。よろ

しくお願いをいたします。

なお、本日の審議会は公開となっており、後日議事録は東京都のホームページに記載されますので御了承いただきたいと思えます。

また、本日の御発言に際しましては、目の前のマイクスタンドにあります手前のボタンを押していただいて御発言をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、今期第1回目の「東京都児童福祉審議会本委員会」を開催したいと思えます。

本日は、委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長が選任されるまでの間、進行役を私が務めさせていただきます。

最初に、今期審議会の発足に当たりまして、本日出席をいただいております委員の皆様方の紹介をさせていただきます。

資料1の「東京都児童福祉審議会委員名簿」に沿って御紹介をさせていただきます。

まず、秋山千枝子委員でございます。

○秋山委員 秋山です。よろしくお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 石田芳朗委員でございます。

○石田委員 石田です。よろしくお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 磯谷文明委員でございます。

○磯谷委員 磯谷です。よろしくお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 上村神一郎委員でございます。

○上村委員 上村神一郎です。よろしくお願い致します。

○西尾少子社会対策部計画課長 大木幸子委員でございます。

○大木委員 大木でございます。よろしくお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 大竹智委員でございます。

○大竹委員 大竹です。よろしくお願い致します。

○西尾少子社会対策部計画課長 柏女霊峰委員でございます。

○柏女委員 柏女です。よろしくお願い致します。

○西尾少子社会対策部計画課長 久保委員は少々遅れてまいります。

小林健二委員でございます。

○小林委員 よろしくをお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 駒村康平委員でございます。

○駒村委員 よろしくをお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 酒寄典子委員でございます。

○酒寄委員 よろしく致します。

○西尾少子社会対策部計画課長 市東和子委員でございます。

○市東委員 よろしくをお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 杉野学委員でございます。

- 杉野委員 杉野です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 都留和光委員でございます。
- 都留委員 都留です。よろしくお願いします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 野田美穂子委員でございます。
- 野田委員 よろしくお願いします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 松原康雄委員でございます。
- 松原委員 松原です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 宮田理英委員でございます。
- 宮田委員 宮田です。よろしくお願いします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 村井美紀委員も少々遅れて御出席の予定です。
山下敏雅委員でございます。
- 山下委員 よろしくお願いします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 山本真実委員でございます。
- 山本真実委員 山本です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 渡邊淳子委員でございます。
- 渡邊委員 渡邊です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

次に、東京都の行政側の出席者を御紹介させていただきます。資料2の「東京都児童福祉審議会行政側名簿」に沿って紹介をいたします。

福祉保健局長の梶原及び局次長の山岸でございますが、申し訳ございません。本日所用により欠席でございます。

幹事長を務めます少子社会対策部長の松山でございます。

- 松山少子社会対策部長 松山です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 幹事を務めます企画担当部長の奈良部でございますが申し訳ございません。所用のため欠席でございます。

同じく幹事を務めます子供・子育て施策推進担当部長の横手でございます。

- 横手子供・子育て施策推進担当部長 横手です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく児童相談センター次長の花本でございます。
- 花本児童相談センター次長 花本です。よろしくお願いします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 書記を務めます少子社会対策部家庭支援課長の新倉でございます。
- 新倉少子社会対策部家庭支援課長 新倉です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく育成支援課長の中澤でございます。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 中澤です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく保育支援課長の富山でございます。
- 富山少子社会対策部保育支援課長 富山です。よろしくお願いいたします。

- 西尾少子社会対策部計画課長 その他関係職員でございますけれども、少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長の園尾でございます。
- 園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 園尾です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく事業推進担当課長の鈴木でございます。
- 鈴木少子社会対策部事業推進担当課長 鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 その他、関係職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局長にかわりまして、少子社会対策部長の松山から挨拶を申し上げます。

- 松山少子社会対策部長 少子社会対策部長の松山でございます。

本日は、福祉保健局長及び局次長が所用により欠席させていただいておりますので、かわりに私のほうから東京都児童福祉審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、このたび大変御多忙にもかかわらず、本審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

子供と家庭を取り巻く状況につきましては、親の就業形態が多様化する中で、特に東京のような大都市では子育てに関するニーズが複雑化し、子育て・家庭生活と仕事を両立できる環境の一層の整備が求められております。また、核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域社会の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大している状況でございます。そして、東京都や区市町村が受ける児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、残念ながら死亡に至るような重篤な事例も後を絶ちません。こうした中で子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てをすることができ、次世代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる環境を整備することは行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組むべき課題でございます。

東京都は、これまで独自に認証保育所や都型学童クラブを創設して、大都市特有の保育ニーズに対応してきた他、区市町村に子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの設置を進めるなど、全国に先駆けた取組を行ってまいりました。児童虐待への対応に関しましては、児童福祉司や児童心理司の増員など体制の充実を図ってきたことに加え、各児童相談所に警察OBを配置した他、医療機関との連携による保健師の配置も進めるなど相談援助機能の強化にも努めております。

さらに後ほど会議の中で御説明申し上げますが、全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職がかかわり、切れ目ない支援を行う「ゆりかご・とうきょう事業」や保育所の待機児解消に向けたさまざまな対策など都独自の取組を進めております。

先月にはこの審議会から家庭的養護の一層の推進に関する提言をいただきました。提

言では、乳児院の機能を活用した養育家庭への乳児委託の促進や養育家庭が孤立することなく、児童を養育するためのチーム養育体制の強化など、具体的な施策の方向性についてさまざまな御意見をいただきました。この提言につきましては、今後、都として具体的な取組に結びつけたいと考えております。広域的自治体として、都が今後さらに効果的に施策を展開し、都民ファーストの立場に立って、ニーズに的確に対応していくためには、委員の皆様のご知識や経験に基づくさまざまな御意見を頂戴し、都の施策に生かしていくことが重要となります。

本審議会の委員の皆様には、東京の児童福祉の向上、発展のため、今後2年間にわたり、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西尾少子社会対策部計画課長 それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、改選後初めての審議会でございますので児童福祉法第9条に基づきまして、委員長1名、副委員長1名を互選により選出することとなっております。このことにつきましてはいかがいたしましょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷委員 大変僭越ではございますが、これまでの御経験や御実績から、また、前期も委員長として、優れた調整力を発揮された、松原康雄委員に委員長をお引き受けいただけたらと思います。

また、副委員長につきましては委員長に一任して、選任をしていただくのがよいのではないかと思います。

以上です。

○西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

ただいま磯谷委員から、委員長には松原委員、副委員長は委員長に一任という御発言がございました。

もし御異議ないようでしたら、そのように決定させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは、本審議会の委員長は松原委員、副委員長は委員長に一任ということで決定をさせていただきます。

松原委員、委員長席にお移りいただければと思います。

(松原委員、委員長席へ移動)

○西尾少子社会対策部計画課長 それでは、松原委員長に一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○松原委員長 御指名いただきました明治学院大学の松原でございます。改めましてよろしく願いいたします。座って御挨拶させていただきます。

皆様には、この暮れの忙しい時期、かつ、夜遅くの時間にお集まりいただきまして感謝を申し上げたいと思います。大学を出る時間にはもう暗くなっておりまして、私の大学はミッションスクールですから校門のすぐそばに大きいクリスマスツリーが立っておりまして、ライトもつきまして、非常にきれいな中を出てまいりました。しかし、そういった景色を楽しめない子供や家族がこの東京の中にもいるということも事実です。子育ての支援とともに子供の養育に困難を持つ家族、あるいは生活のしづらさを持っている子供たちをどう支援をしていくか、このことについて皆様方の貴重な御意見をいただきながら、この2年間で務めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは松原委員長、副委員長の御指名をお願いいたします。

○松原委員長 副委員長には、児童福祉の分野での御経験が豊富で実績がおありになります柏女委員をお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

○西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは柏女委員、どうぞ副委員長席にお移りいただきたいと思います。

(柏女委員、副委員長席へ移動)

○西尾少子社会対策部計画課長 それでは、柏女副委員長に一言御挨拶をお願いいたします。

○柏女副委員長 こんにちは。ただいま副委員長に御指名をいただきました。前期に引き続きということになりますけれども、松原委員長を支えて、また、皆様方の御協力をいただきながらよりよい議論ができるように努めていきたいと思っています。

また、私は現在、子ども・子育て会議のほうの会長をしております。松原委員長には副会長をしていただいております。この子ども・子育て会議と児童福祉審議会は密接な関連を持つ協議体だと思いますので、連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は委員長をお願いをいたします。

○松原委員長 それでは、お手元の会議次第に沿って進めてまいりたいと思います。

議事の1番目が終わっておりますので、議事としてはもう一つの「(2)里親認定部会、子供権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会及び保育部会の設置について」をお諮りすることになります。

この部会の設置につきまして、事務局のほうからまとめて御説明をまずお願いをしたいと思います。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 里親認定部会の事務局を務めております育成支援課

の中澤と申します。私からは資料4の「里親認定部会について」御説明させていただきます。

まず「1 部会の設置目的」ですが児童福祉法施行令第29条によりまして「里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とされており、審議に当たりましては、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置して審議を行っております。

「2 部会の所掌事項」ですが、資料にございますとおり、まず「(1) 里親(養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親)の認定の適否について、諮問を受けて答申すること」。

「(2) 里親の登録の更新にあたり、更新が不相当と認められるものについて、諮問を受けて答申すること」。

「(3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること」。

以上の3点でございます。

下に「3 参考」といたしまして、平成28年度11月末現在の審議状況を載せてございます。開催回数は4回です。奇数月に隔月で開催しておりまして、年度内にあと2回の予定となっております。諮問件数ですが、これまでに108件、審議結果は適格が106件、不適格が1件、再調査が1件となっております。

里親認定部会の説明は以上でございます。

- 園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 子供権利擁護部会につきまして、事務局をしております子供・子育て計画担当課長の園尾より説明させていただきます。資料5をご覧ください。

「1 部会の設置目的」ですが児童福祉法の規定により、「都道府県知事は、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。親権者等の意に反して二か月を超えて一時保護を行う場合についても同様である」とされており、

また、「被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされており、児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べる事ができる」とされており、

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討していただくことが必要であるため、当部会を設置し、審議を行っていただいているところでございます。

この設置目的を受けまして「2 部会の所掌事項」でございます。

1点目は「児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること」で諮問事項は記載の4点になります。

2点目は「被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置に

ついて意見を述べること」でございます。

「3 参考」は今年度の審議状況でございます。部会は毎月開催しており、4月から8回開催いたしました。「(2) 諮問件数」は施設入所等の案件が40件、一時保護案件が17件となっており、内訳については記載のとおりでございます。「(3) 被措置児童等虐待に係る報告件数」は受理報告が24件、調査報告が22件となっております。以上でございます。

○松原委員長 続いてお願いします。

○新倉少子社会対策部家庭支援課長 児童虐待死亡事例等検証部会について、資料6をご覧いただきたいと思っております。事務局を務めます家庭支援課長の新倉のほうで説明をさせていただきます。

資料6の「1 部会の設置目的」にございますとおり、児童虐待防止法によりまして「地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うもの」とされております。

これらの調査研究及び検証に当たりまして、児童虐待死亡事例等検証部会を設置して審議を行うこととしたものでございます。

「2 部会の所掌事項」をご覧ください。

(1) のところでございますが、児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。

また(2)といたしまして、これらを踏まえ、再発防止のための提言をまとめ、東京都に報告することとされております。

「3 参考」としてございますが、今年度の部会はこれまで4回開催しております。年度内にあと1回、2回、さらに関係機関のヒアリングも実施する予定でございます。

参考に、次のページに直近の検証報告を参考として添付をさせていただいております。本年7月8日に公表いたしました検証報告書の概要でございます。

説明は以上でございます。

○松原委員長 続いてお願いいたします。

○富山少子社会対策部保育支援課長 保育部会について御説明いたします。事務局を務めさせていただきます保育支援課長の富山でございます。資料7をお開きください。

保育部会についてですが「1 部会の設置目的」でございます。児童福祉法第35条第6項により、「知事が保育所の設置認可等をするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とされております。

これらの事項の審議に当たりましては、個別の案件につきまして、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置して審議を行っていたくものでございます。

「2 部会の所掌事項」につきましては(1)から(3)に掲げました事項について

諮問を受けて、答申をいただきたいと思っております。

(1) は保育所の設置認可。

(2) は保育所に対する事業停止命令。

(3) は「認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること」ということになっております。

平成28年度の審議状況でございます。「3 参考」に掲げさせていただいております。開催回数は4月から月1回、合計で8回開催しております。保育所の認可に当たりましては計画承認と設置認可の2段階ということになっておりますので、それぞれについて各月ごとの諮問実績を掲載させていただいております。

また、一番下になりますが「保育所に対する事業停止命令」「認可外保育施設に対する事業停止命令・閉鎖命令」につきましては、今年度諮問・答申の実績はございません。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

以上、資料4、資料5、資料6、資料7と4つの部会について説明をしていただきました。何か委員のほうで御質問があればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、児童福祉審議会では条例の施行規則の第6条第1項で、審議会の中に必要に応じて部会を置いて、同条第5項によって部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとしておりますので、今期もこの4つの部会を設置して、それぞれ資料に記載をされておりました所掌事項について、部会の議決をもって審議会の議決とすることをいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なしと声あり」)

○松原委員長 ありがとうございます。

各部会の委員の選任に進みたいと思っております。部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第6条第2項によって、委員長が、専門的知識を有する委員の中から指名することになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

まず、里親認定部会でございますが、事柄の性質から、司法や医療分野の方、児童福祉施設にかかわっていらっしゃる方、学識経験者の方など6人になっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

次に、子供権利擁護部会につきましては、審議に十分な専門性を確保するために、司法・医療分野の専門家の方と学識経験者の方6人になっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

次に、児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、幅広い分野での専門性を確保するために、医療、司法、保健分野の専門家の方と学識経験者の方々7人をお願いをし、私も委員として加わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

最後に保育部会につきましても、やはり十分な専門性を確保したいということで、司法と会計と建築分野の専門家の方々と学識経験者の方々5人になっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 それでは、今指名させていただきました委員の皆様にも、部会での審議をお願いいたしたいと思っております。

ここで議事は終了になります。

次に、報告事項のほうに移ってまいりたいと思っております。報告事項の1つ目は、審議会の活動状況、2つ目は東京都の施策の動向につきまして、事務局から続けて説明をお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 それでは、まず本審議会のこれまでの活動状況についてでございますが、先ほど御説明をいたしました定例的な部会の審議以外の実績について御説明をいたします。資料8「東京都児童福祉審議会 提言一覧」をご覧ください。過去の審議会におきましては、都が取り組むべき重要課題をテーマとして選択いたしまして、専門部会を設置して審議を重ねていただき、都のあるべき施策の方向性につきまして、最終的に報告書などの形に取りまとめでいただき、提言をいただいているところでございます。

ここでは、過去10年における提言につきまして説明をさせていただきます。資料8に基づきまして御説明をいたします。

平成17年度以降でございますけれども、5回にわたりまして提言をいただいております。まず「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」ということで中間の提言、平成17年8月31日でございます。最終提言といたしまして平成18年6月22日にいただいております。「ライフステージ区分に応じた自立支援のポイントと施策の方向性を明示」していただいております。具体的な施策といたしましては、地域生活支援事業(ふらっとホーム)などの事業にこの提言を踏まえて結びつけさせていただいております。

平成20年8月7日には「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について」提言をいただいております。「ケア体制のあり方や社会的養護を担う人材の育成等について具体的な施策の方向性を提言」していただいております。こちらにつきましては、具体的には治療指導担当職員を配置いたします専門機能強化型児童養護施設

の充実ですとか、都立石神井学園で行っております、生活支援や医療・教育機能を一体的に提供いたします連携型専門ケア機能モデル事業に結びついております。

平成24年9月11日には「虐待から子どもたちを守るために」ということで提言をいただいております。虐待において「地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進」「相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）の機能強化」等について御提言をいただいております、具体的な施策といたしましては児童相談所への警察OBの配置ですとか、児童相談所、子ども家庭支援センターの「東京ルール」の見直し、「共有のガイドライン」の作成等を実施しております。

裏面でございますけれども、平成26年10月8日でございますが「社会的養護の新たな展開に向けて一家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援」を提言いただいております。「支援の必要な子供の生活環境の保障」ですとか「家族再統合に向けた関係機関との連携した取組」「施設退所・里親委託解除後の継続した自立生活に対する支援」等々につきまして御提言をいただいております。サテライト型児童養護施設事業あるいは専門養育機能強化型乳児院等の施策をこの提言に基づきまして展開しているところでございます。

また、先日、11月28日には「家庭的養護の推進について」御提言をいただいているところでございます。

資料9でございます。

「乳児院の機能をより一層活用することにより、乳児委託を促進すること」。

「特別養子縁組を前提とした新たな委託の仕組みを整備すること」等につきまして提言をいただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 平成27年3月に策定いたしました「東京都子供・子育て支援総合計画について」資料10に沿って御説明いたします。

まず、左上「1 計画の概要」でございます。「(1) 計画の性格」ですが、本計画は「都における子供・子育てに関する総合計画」と位置づけておまして「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく「地域行動計画」を一体的に策定したものでございます。東京都には「東京都長期ビジョン」の他、他にも関連する法定計画がございますが、それらと整合を図り策定しております。

「(2) 計画期間」は平成27年度から平成31年度の5年間です。

「(3) 検討組織」としまして、学識経験者や子育て支援事業者などで構成する東京都子供・子育て会議の他、都庁内の検討会議としまして子供・子育て施策推進本部を設け、検討を行っております。

「(4) 計画のポイント」は3つございまして「① 幼児教育・保育にまたがる初めての計画」であること。

「② 待機児童解消の目標年次を設定」したこと。

「③ 子ども・子育て支援を担う人材の確保と資質の向上に向けた取組」を掲載していることがポイントとなっております。

「(5) 点検・評価」については個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても点検・評価することとしており、計画初年度である平成27年度末の個別事業の進捗状況（アウトプット）を年度内を目途にホームページ等で公表する予定です。

「2 計画の理念」を記載し、この3つの理念を実現するため資料右側ですが、5つの目標を設定し、主な事業を掲げております。

「目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」。

「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」。

「目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実」。

「目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」。

「目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」を掲げております。

事業は庁内14局にまたがり、267の事業を推進しております。そのうち23の取組について数値目標を掲げております。

説明は以上となります。

○富山少子社会対策部保育支援課長 私のほうから「待機児童解消に向けた取組」等について御説明を差し上げたいと思います。資料11-1、11-2をご覧いただきたいと思います。

東京都内の保育サービスの利用状況でございますが、資料11-1の左側「現状」というところでございます。就学前児童人口は年々伸びておりまして、保育サービスの利用児童数につきましても、それに抗するように年々右肩上がり伸びているところでございます。一方で、下のほうに＜待機児童数の推移＞を記載させていただいておりますが、年間8,000人規模の待機児童数が発生しているという状況でございます。

こういったものを踏まえまして、まず平成28年度当初予算等で「平成28年度の実施計画」といたしましては右側に2つの囲みがございます。「多様な手法を駆使した保育所整備等の促進」は受け皿の確保でございます。また、下のほうには「保育人材の確保・保育の質の向上」ということで整備促進だけではなくて、それと両輪を組むような人材の確保、質の向上について国の制度、国の事業に上乗せ、または都独自という形でさまざまな事業を実施しているところでございます。平成28年度はこういった主な取組を掲げておりますが、平成28年4月現在のグラフをご覧いただきたいと思います。平成28年4月は前年と比較しまして、保育サービスの利用児童数は1万4,192人の増加をしておりますけれども、待機児童は、前年と比較しまして652人増えまして、4月1日現在で8,466人いらっしゃるということになっております。

こういったものを踏まえまして資料11-2になりますが、先般9月9日に「待機児

童解消に向けた緊急対策について【概要】」を公表させていただいたところでございます。こちらのほうでは、待機児童解消に向けて3つの柱と都独自の11の対策を掲げ、これに伴う予算を補正予算として、第3回都議会定例会において126億円の議決をいただいたところでございます。

また「待機児童解消に向けた緊急対策について【概要】」で今回公表したものは、あくまでも待機児童解消に向けた取組の第1段ということで位置づけておりまして、資料11-2の下の「今後の展開」でございますが、今後3段階を考えております。

STEP1としまして、この緊急対策を活用して年度内に17,000人分の保育サービスを整備する。

STEP2としましては、今後公表されます「2020年に向けた実行プラン(仮称)」の中で今後4年間の整備目標を設定させていただきます。前提としましては、就学前児童人口の50%に対応できるような形での整備目標を設定したいと考えております。また、それに伴うさらなる支援策につきましては、平成29年度の予算案に反映していく。

STEP3としまして、都民ファーストの視点から「東京都子供・子育て支援総合計画」が来年度中間の見直しを予定しております。こちらの計画を改定していくという動きになっております。

私からは以上でございます。

○新倉少子社会対策部家庭支援課長 資料12「みんなの力で防ごう児童虐待」というパンフレットの最後の9ページ、10ページのところをご覧くださいと思います。

9ページ左の上には「虐待対応状況(都、区市町村)」ということで、折れ線グラフを見ていただきますと平成27年度虐待対応した件数が記載をされております。東京都の児童相談所では資料にあるとおり9,909件の対応を行いました。グラフのとおり過去最多となっております。ここ数年の動きを見ますと毎年2,000件以上の増加ということで急増をしているところでございます。全国的にも平成27年度は10万件を初めて超えたということでいずれも過去最多の件数となっております。このあたりは全国的に同様の状況が続いているところでございます。

このページの左の真ん中に「経路別虐待相談対応状況」という円グラフがございます。東京都で対応した9,909件がどこから通告があったものなのかを示したグラフとなっております。割合として、一番大きいのが警察からでございます。昨年度は2,938件ございました。次に多いのが近隣・知人からの通告でございます。2,801件となっております。近年の虐待対応件数の増加の中で警察からの通告は非常に増えておりまして、従来は近隣・知人からの通告というのが最も多かったわけでございますが、昨年度は初めて警察からの通告が占める割合が一番多くなったというところでございます。

また、資料10ページのほうを見ていただきますと、一番右上の「内容別虐待相談対応状況(都)」のグラフでございます。9,909件のうち調査の結果、非該当だった

ものを除いた7, 944件の内容別の内訳でございます。心理的虐待がほぼ半数というところで、近年急増しているものが心理的虐待というものでございます。

現在、急増している虐待対応等に的確に対応していくため、冒頭、部長の松山からもお話させていただきましており、児童相談所の体制強化ということで児童福祉司や児童心理司の増員、さらには人材育成などスーパーバイズ機能を担う専門課長の増員、また、児童福祉司のOBなどを配置して、新任職員の個別指導などにも当たってございます。また、警察との連携強化ということで現職の警察官の派遣、また、警察OBの配置ということもあわせて行っているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○鈴木少子社会対策部事業推進担当課長 続いて、母子保健事業の実施体制について御説明させていただきます。資料13-1と資料13-2をご覧ください。

東京都における母子保健事業の実施体制は特別区、中核市、保健所政令市と多摩・島しょ地区で若干体制は異なっているものの、区市町村で基本的な母子保健サービスを実施しております。東京都は「区市町村への専門的・技術的支援、財政支援 広域的母子保健サービス」を実施しているところでございます。東京都が区市町村へ行う専門的・技術的支援や財政支援の中で特に「要支援家庭の早期発見・支援事業（包括補助）」。そして、冒頭松山部長からの御挨拶にもありましたとおり「ゆりかご・とうきょう事業」について御紹介させていただきます。

「要支援家庭の早期発見・支援事業（包括補助）」につきましては、さまざまな母子保健事業の機会を活用して、保健師による面接やスクリーニングを実施し、要支援家庭を早期に発見し、適切な支援（サービス）につなげるといったことを目的に実施されているものでございます。平成20年度より開始し、多くの区市町村に利用していただいております。

資料13-2の「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」の資料をご覧ください。こちらは平成27年度より開始しております「核家族化や地域のつながりの希薄化等による育児の孤立化」「子育て世帯の不安感や負担感の軽減が必要」という背景に基づきまして全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦等の心身の健康の保持・増進を図る事業でございます。実施主体は区市町村となっております。

「事業内容」ですが「母子保健強化事業」と「包括的支援事業」という2種類の形態がありますが、共通して必須で行うことは「全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握する」「育児パッケージ（子育て用品等）を配布する」「支援を要する家庭については、関係機関と情報を共有し、連携しながら、必要な支援につなぐ」といった内容になっております。

私からは、以上です。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 「東京都の社会的養護の現状と取組」について御説明いたします。資料14をご覧くださいと思います。

社会的養護とは、何らかの事情によりまして、家庭で養育されることが難しい子供を公的責任において社会的に養育するというものですが、日本においては乳児院や児童養護施設などで養育するいわゆる施設養護と、里親制度を代表としまして、子供を家庭的な環境の中で養育する家庭的養護とに大きく分かれております。

都において、社会的養護を必要とする児童の数ですが、資料上の真ん中の表にございますとおり、ここ数年3,900人台で推移して横ばいの状況となっております。社会的養護を必要とするお子さんの中には被虐待等が背景にあったりしまして、情緒的に深刻な問題を抱えていたり、あるいは学習の遅れがあったりなど個別的、また、専門的なケアを必要とする児童が多く見受けられます。

右側に児童養護施設の入所児童について、情緒的な問題や行動上の問題を有する児童の割合をお示ししておりますが、このような課題を抱え、支援を必要とする児童が増加している状況でございます。

資料の中央には、社会的養護の体系図をお示ししております。社会的養護は家庭的養護と施設養護という2つの柱からなっております。家庭的養護の中心は養育家庭や養子縁組里親等の里親制度ですが、養育家庭等で5～6人の子供を養育していただいているファミリーホーム、また、児童養護施設が地域に住まいを確保して6人程度の児童を家庭的な雰囲気の中で養育しているというグループホームについても、この家庭的養護の中に含めて整理をしております。体系図の右側には、平成27年度末の実績数値をそれぞれ載せてございますので、あわせてご覧いただければと思います。

都におきましては、家庭と同様の環境における養育を推進していくために、養育家庭を中心とする家庭的養護を推進しております。また、あわせて先ほど御説明の中で触れましたように、専門的な支援が必要という難しい児童が多くいるということもございまして、専門的、個別的ケアが子供の状況に応じて行えるように施設機能の強化についても取り組んでいるところでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

事務局のほうから審議会の活動状況と、都の施策の動向について御説明をいただきました。

今の説明につきまして、御質問等がおありになりますでしょうか、よろしいですか。

最後になりますが、委員からの御意見を伺っていきたく思うのですが、今回は今期最初の審議会でございますので、新たに委員となられた皆様を中心に一言ずつ御専門や関心の範囲などについてお話をいただければと思いますので、私のほうから名簿順に沿って指名をさせていただきたいと思っております。

まず、石田委員、お願いします。

○石田委員 御紹介いただきました、石田と申します。今期から初めてこの審議会に参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私、児童養護施設の至誠学園の施設長をしております。もう29年ぐらいこちらの施設で働かせていただいております、社会的養護の中で仕事をしてまいりました。ここ数年は東京都の社会福祉協議会の中に児童部会という会が置かれておりますが、そちらで里親制度支援委員会ということで、特に児童養護施設の現場から里親養育をいかに支援していけるかということについてたびたび議論を重ねてきております。そんなこともありまして里親さんですとか、あるいは里子さんの声を直接お聞きすることがとても最近多くて、いろいろなものが言いたいという声も聞いておりますので、そういった当事者の人たちの声をいかに反映していけるかということを常に考えながら微力ではありますが、委員としてできる限りのことをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくよろしくお願いいたします。

上村委員、いかがでしょう。

○上村委員 私は、江東区のくじらホスピタルというところで精神科をやっておりますが、主に虐待の問題とか発達障害とか、虐待からのPTSDというものを専門にということと11年になりますけれども、始めてずっとかかわっていてつくづく思うのは、斎藤学先生の言葉を使えば「家族の闇」という言葉がありますけれども、家庭の中で精神科の病気が家族の構造の中でいろいろな情緒的な虐待はこういうデータに出ている以上に、身体的な虐待がどんなものか、情緒的な虐待がどんなものかということがだんだんいろいろ文書になって世の中に出ていくようになった中で、意識がだんだん虐待がどういうものかというのは10年前には比べて比較にならないぐらい変わってきたなと思えますけれども、こういうデータから見る姿とは全然違う。

臨床の現場では、精神科の病気になっていろいろな問題やコストで、よく話を聞いてみたら本当に、虐待と発達障害という2つの部分はもう避けて通れない大きな問題だなということを日々感じながら診療しております。そういうことがこういう場で少しでも声が届けばなと思って参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくよろしくお願いいたします。

酒寄委員、お願いします。

○酒寄委員 都民公募で委員をさせていただきました酒寄と申します。今日はとても緊張しております。

私は、専業主婦でボランティアだったり、有償のボランティアという形で児童福祉というものにいろいろかかわったり、見たり、聞いたりしてきました。こういう場に参加させていただいて、また新たに専門的な先生方のお話を聞いて、これから私が地域でボランティア、何かできることを充実して、探していけたらいいなと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくお願いいたします。

杉野委員、お願いします。

○杉野委員 都民公募で選出していただきました杉野学と申します。よろしくお願いいたします。

私は、長らく特別支援学校の教育にずっと携わっておりまして、いろいろな障害の子供たちの育児とまではいきませんが、教育の部分で保護者の支援等にも努めてまいりました。今、実は大学で児童学科に務めておりまして、ちょうど保育とか幼稚園教諭を目指している学生を育てておりまして、いろいろな福祉関係の施策等を学びながらよりよい方向が探られればなと思っております。よろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくお願いいたします。

宮田委員、お願いします。

○宮田委員 北区の赤羽で東京北医療センターというところで小児科をやっている宮田と申します。

一般病院で救急の患者さんがいらっしゃったりする関係もあって、虐待の患者さんにかかわる機会が多いのと、近隣に児童養護施設があったりとか、あと小児神経をやっているもので、やはり障害のあるお子さんが虐待の対象になりやすいということもあるので、日々悩みながら診療させていただいているので、この機会に何かお役に立てることがあったり、自分の勉強になることがあればと思って来させていただきました。よろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくお願いいたします。

もうひとつ、前期の11月の御就任なのですが、今回初めて御出席ということで小林委員からもお話を伺いたと思います。

○小林委員 東京都議会の厚生委員会の委員長を仰せつかっております都議会議員の小林健二でございます。

今回からこの審議会の委員に名前を連ねさせていただきました。今、都のほうからもさまざまな施策の御説明がありましたけれども、児童虐待の問題、また、待機児童、里親の問題等、さまざまなことは私たち議員という立場の中でまさに現場から御相談をいただいたり、御要望をいただいたりという形のさまざまな生の声をお聞きしております。そういう中で、今、この名簿を拝見しますと、本当にそういった専門の諸先生方がお集まりでございますので、そういった先生方の御意見、また、御主張というものも私も十分勉強させていただきながら、さらに制度として充実をさせていかなければいけない視点がどういうところがあるのか、私たち議会の立場でもどういう形で行政ときちんと連携をとっていかなければいけないのか、といったことを勉強させていただきながら、この審議会の中で私も現場の声をぜひともお届けをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

少し時間がゆとりとして残されております。委員の方で御発言があればぜひお願ひをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

どうぞお願ひします。

○磯谷委員 児童相談所の現場にかかわっていきまして、やはり非常に意識をするのが現場が本当に忙しいということや、また、これは印象論ですからちょっと正しいかどうかわかりませんが、全体的に力が落ちている。どこと比べるかというのはあるのですが、そういう印象を正直持っています。児童相談所の現場というのが非常に鍵になるわけですが、そこのところがなかなか虐待の急増あるいは難しさに追いついていないところは意識をしております。

去年、松原先生と一緒に国のほうで議論をさせていただきました。そこでも児童相談所のあり方について随分議論がありました。国の議論は国の議論として、それはそれでいいのですけれども、ある点からすると理論が先走るといいますか、そういった面がないわけではない、それは悪いということでは必ずしもなく、ただ、国レベルで話をするというのはどうしてもそういう面があるのだろう。

振り返って、東京というところに目を当てると、東京として、児童相談所のあり方としてどういう工夫をしていくのだろうか。もちろん先ほどの提言の中で、例えば警察の方の御協力も今いただいておりますし、そういう意味では進んできたことは確かなのですが、言ってみれば国のほうで児童相談所の構造のようなどころまで議論がされていることを踏まえると、例えば東京都として現場で一体どういう工夫ができるのだろうか、いろいろなモデル事業なども先ほど御紹介がありましたけれども、そういう形で少しあり方をやってみるということができないのかなと思っています。やはり地に足のついた議論をしなければいけないと思っております。そういう意味でも現場でいろいろな工夫が本当は出てくるといいのたろうと思うのです。その工夫の中で多分いい面、悪い面、うまくいく面、失敗する面があると思うのですけれども、そういうものの積み重ねこそが本当に地に足がついた議論につながっていくのかなと思います。そういう意味で何か一つの答えがぱっと出るわけではないのですけれども、児童相談所の現場のあり方というものをもっと現場から工夫をしてみるという方向でいろいろ議論ができないかなという思いを持っております。

取りとめもありませんでしたが、以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

もう一段、二段おっしゃりたいことがおありになるのだろうと思いますが、他にいかがですか。

秋山委員、お願ひします。

○秋山委員 小児科医の秋山でございます。現在、児童虐待死亡事例等検証部会の委員をしております。

検証部会の中で感じていることは、児相と区市町村との関係をもう少し埋めていかねばならないと思います。東京ルールも検討されてきたようですが、今回の足立の事例でも、児相等が主担当になった場合の区市町村の役割というところでの問題がありました。さらに東京ルールをもう少し検討をする必要があると感じております。

あと2点目は、私個人が感じていることですが、今、児童養護施設に行って保護者の成育歴等を見ております。そうすると、保護者には小さいときから問題が既にありまして、支援が遅れているというのが現状ではないかなと思います。要するに、支援するきっかけがなかったということではないかなと思っております。その意味でも、関係機関として福祉事務所や教育と連携をし、早目に子供たちへの支援ができることを検討すべきではないかと思っております。

3点目は保育に関してですが、今、医療的ケアを要する子供たちが増えてきておりますし、東京都でも別の会で非常に議論されていますが、保育現場には、なかなかその議論とつながっていないような気がいたします。教育では、特別支援教育でかなり手厚くされていますが、保育の場面でも、それに準ずるあるいは相当するような手だてが必要なのではないかと感じております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

私から1点だけ、資料14の社会的養護の中で自立援助ホームについてなのですが、多分カリヨン子どもセンターが運営されているのもこの中には入っていると思うのですが、もともとの発祥であるシェルターをこの社会的養護の中で東京都の場合はどういうふうに位置づけられているのかなというのと、そういうことを考えますと今の秋山委員のお話等にもありましたように、切れ目のないということと言うと18歳を超えて、あるいは22歳を超えても支援をしていかなければいけない、あるいは子供から子供・若者支援のほうにつなげていく必要のあるという方々もいらっしゃるのかなと思って、もう少し社会的養護の枠組みを広げていってもいいのかなと最近思うようになりましたので、一言発言をさせていただきました。

○山下委員 今、松原先生のお話を受けて本当に実感として、18歳になる直前のお子さんでそのうち児童相談所で保護できないということ、市区町村のほうでも女性相談係が受けるのか、でも、もう18歳になったら児童相談を受けられないというところで結局シェルターを使うかという話も出たりしているのですが、年齢の18歳というところの区切りで、ポケットに落ちてしまうことが今までの最悪な結果を迎えたケースでいつも実感をしてきたところですので、そういった途切れのない、18歳という線引きがあっても、児童が安全、安心な暮らしを送れるといった制度設計をこれから考えていかなければいけないなというのをまさに実感しているところです。

○松原委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

市東委員、渡邊委員の順番。

○市東委員 市東と申します。民生委員です。

今の社会的養護で、養育家庭による支援が18歳で終わりますね。その後の支援についてどのようになっているのか気がかりです。地域で、60歳を過ぎても養育家庭はできるということで3人のきょうだいを小学校のうちから育てていました。その後3人は18歳で養育家庭を離れましたが、実親のところには戻らずきょうだいで暮らしているようですが、その後の急に老いた養父母さんの生活も気になりますし、子供自身も18歳の自立はなかなか難しいと思います。経済的なことより居場所として養父母との生活を続けていく事はできないのかと思います。

○松原委員長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 渡邊でございます。

最近、よく「連携」という言葉が使われるのですけれども、本当に子供を守ろうとすれば、子供にかかわる機関が間断なく連携しなければいけないというのは非常に痛感します。私は弁護士ですので児童相談所から虐待の話を書くこともあり、一方で教育機関から話を聞くこともあるわけです。そうするとそれぞれがお互いのことを若干批判的に、教育機関は、虐待通告をしても児童相談所は全然動いてくれないと言い、児童相談所のほうは、教育機関は一旦虐待通告をしたら、それでお役御免とばかりに何らの協力もしてくれないという御不満をよく聞くのです。そのあたりで、本当の意味の各機関の連携というのは何なのだろうということをそれぞれの機関の方々が子供を中心にして、みんなが知恵を出し合わなければ本当に守れないのだということをもう少し自覚しないとだめだなということを感じております。

教育機関と福祉機関がこんなに連携ができていないというのを弁護士としては驚きを持って感じる事がよくありますので、そのあたりをいろいろな意味で研修もしていかなければいけないのかなと感じております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

村井委員、どうぞ。

○村井委員 連携ということを考えたときに子供権利擁護部会は、親とは28条をかけて争う関係にある部会なのですけれども、しかし、子供の福祉を第一に考えながらもその親たちが社会的に非常に孤立している。もう少し親御さん自身が精神科医療あるいは地域の支援、あるいはさまざまなおも少し使える資源がないかなということで、子供の利益を第一に考えるので28条に基づく措置の申立てが適当であると答申はさせていただきますが、その子供を親側から見ると取り上げられて、その後、その親たちはどうするのだというところをいつも嘆きながらやっているわけで、そういう意味では、親子をどうやって支援するのかという体制がないと、28条のケースがどんどんどんどん増えてくる。児童相談所の職員さんがどんどんどんどん疲弊する。部会の時間はどんどんどんどん長くなるという状況になるのかなということを感じ取ります。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほぼ時間が来ておりますが、押して御発言がなければこの辺で意見の交換を終わらせていただきたいと思います。

前期にも設置をいたしました専門部会につきましては、今後、事務局、私、副委員長で協議をしながら検討して、今後の本委員会で御議論をいただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から今後の予定などをお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは今後でございますが、それぞれの部会におきましては大変恐縮でございますが、早々に審議を始めていただきたく存じます。各担当委員の皆様におかれましては、個別に部会の開催予定を御案内させていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。なお、次回の本委員会の開催につきましては、委員長、副委員長と御相談の上、また改めて皆様に日程調整をさせていただいた上で、行いたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○松原委員長 それでは、本日の本委員会は終了とさせていただきます。遅い時間までありがとうございました。

閉 会

午後 8 時 1 5 分閉会